

特別基準の検査方法
JWWA B 134 水道用減圧式逆流防止器
JWWA-H711

第4版：2025年3月18日改正

公益社団法人 日本水道協会 品質認証業務

改正履歴

項目	版番号	頁	年月日	作成者 品質管理課	審査 品質管理課長	承認 管理責任者	主な改正事項
制定	0	全	H11.4.26	相川	森	山田	制定
改正	1		H22.12.22	加藤	仙波	久保田	
改正	2		H24.11.12	木村	仙波	久保田	
改正	3		H25.1.30	木村	仙波	久保田	
改正	4	全	2025.3.18	伊東	波田野	遠藤	定期見直しに伴う改正

項目	検査方法	摘要
検査基準	<p>水道用減圧式逆流防止器（JWWA B 134）による。</p> <p>判定基準 検査の判定は、当該規格、特別基準の検査方法及び別表〔不適合の階級別欠点及び判定基準〕による。</p>	
製品検査	<p>製品検査 製品検査は、規格 11.1 の検査について行う。</p>	
[材料検査]	<p>材料検査 規格 11.1 e) の材料は、各部の材料について、認証図面どおりであることを製造業者の成績書、又はその他の方法によって確認する。</p>	登録番号ごとに1個行う
(耐圧性検査)	<p>耐圧性検査 規格 11.1 a) の耐圧性は、規格 9.4.1 耐圧試験によって行い、耐圧部に漏れ、変形、その他の異常がないことを調べる。</p> <p>試験方法 規格図 1 に示すような試験装置に供試器具を取り付け、内部の空気を排除し、JIS S 3200-1 によって、一次側から 1.75MPa の静水圧を加えて 1 分間保持する。</p> <p>なお、漏れ、にじみに限って空気圧によることができる。空気圧で行う場合は、0.6MPa の空気圧を加え 5 秒間保持する。ただし、空気圧に替えて試験を行う場合、種類及び呼び径別に 1 個は水圧による試験を実施することとする。</p>	付表 5-1(致命)
第 2 逆止弁の逆流防止性検査	<p>第 2 逆止弁の逆流防止性検査 規格 11.1 b) の第 2 逆止弁の逆流防止性は、規格 9.4.2 の第 2 逆止弁逆流防止試験によって行い、中間室への漏れ、その他の異常の有無を調べる。</p> <p>試験方法 規格図 2 に示すような試験装置に供試器具を取り付け、内部の空気を排除し、一次側及び中間室を大気圧にする。</p> <p>1. 二次側 3kPa の場合</p> <p>その後、JIS S 3200-4 に準じて、二次側から 3kPa（水栓柱 30cm）の静水圧を加えて、10 分間保持する。なお、時間は 1 分間で行ってもよい。</p>	付表 5-2（重）

項目	検査方法	摘要
<p>(構造、形状及び寸法検査)</p>	<p>2. 二次側 1.5MPa の場合</p> <p>その後、JIS S 3200-4 に準じて、二次側から 1.5MPa の静水圧を加えて、1 分間保持する、なお、漏れ、にじみに限って空気圧によることができる。空気圧で行う場合は、0.6MPa の空気圧を加え 5 秒間保持する。ただし、空気圧に替えて試験を行う場合、呼び径別に 1 個は水圧による試験を実施することとする。</p> <p>構造、形状及び寸法検査 規格 11.1 c) の構造、形状及び寸法は、規格 6.1 の構造、規格 6.2 の形状及び寸法並びに認証図面どおりであることを調べる。</p> <p>測定器具 寸法検査は、JIS B 7502 (マイクロメータ)、JIS B 7507 (ノギス)、JIS B 0253 (管用テーパねじゲージ)、JIS B 0254 (管用平行ねじゲージ B 級ねじ用) 又はこれらと同等以上の精度をもつものを用いて測定する。</p>	<p>付表 5-4 (重)</p>
<p>(外観検査)</p>	<p>外観検査 規格 11.1 d) の外観は、規格箇所 7 外観について、内外面が滑らかで、割れ、鑄巣、ひび、著しいきず、鑄ばり、その他使用上有害な欠点がないことを目視によって調べる。</p>	<p>付表 5-2 (重)</p>
<p>(表示検査)</p>	<p>表示検査 規格 11.1 f) の表示は、規格箇所 12 の表示及び品質認証業務規則に定める項目について、次の事項が鑄だし又は容易に消えない方法で明示されていることを調べる</p> <ul style="list-style-type: none"> a))(の記号 b) 認証取得者名又はその略号 c) 品質確認実施工場若しくは製造工場が識別できる表示 d) 呼び径 e) 水の流れ方向を示す矢印 f) 具備している性能項目が識別できる表示 (規格番号) 又は認証登録番号 <p>注 1 b), c) の表示について、センターに届出されたとおりの表示をしていることを調べる。</p> <p>注 2 c) の表示についてはセンター及び認証取得者が識別できればよい。</p> <p>注 3 f) の表示については、包装等でもよい。</p>	<p>付表 5-3 (軽)</p>

項目	検査方法	摘要
	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、平成 10 年 10 月 1 日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、平成 24 年 11 月 12 日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、平成 25 年 2 月 1 日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、2025 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

別表

不適合の階級別欠点及び判定基準

不適合の階級	検査項目	欠点の種類	判定基準
致命	耐圧性能	漏れ・変形・その他の異常	あるもの
重	形状・寸法	各部の寸法	認証図面どおりでないもの
		接続ねじ部	JIS B 0253 (管用テーパねじゲージ) 及び JIS B 0254 (管用平行ねじゲージ) の B 級ねじ用に適合しないもの
	構造	各部の構造	認証図面どおりでないもの
	外観	割れ, 鑄巣, ひび, 著しいきず, 鑄ばり	あるもの
	第2逆止弁の逆流防止性	中間室への漏れ, その他の異常	あるもの
軽	表示	誤表示	間違っているもの
		無表示	表示のないもの, 抜けているもの
材料		認証図面と異なるもの	